

議案第16号

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎
市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「1, 316, 000人」を「1, 466, 300人」に
改め、同号ウ中「1, 026, 000立方メートル」を「626, 200立方
メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道事業の給水人口及び1日最大給水量を変更するため、この条例を制定するものである。